

千曲市公共物用途廃止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千曲市の管理する公共物の用途廃止に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共物」とは、千曲市公共物管理条例（平成15年千曲市条例第190号）第2条に規定するものをいう。

(用途廃止の基準)

第3条 市長は、公共物が次の各号のいずれかに該当する場合は、用途廃止をすることができる。

- (1) 状況の変化により公共物としての機能を失い、将来的にも機能回復をする必要がないと認められるとき。
 - (2) 開発行為等により区画形質の変更が行われ、存置させることが不適當又は不必要であると認められるとき。
 - (3) 用途廃止に係る公共物に代わるべき施設（次項第3号において「代替施設」という。）によって付け替えられ、その機能が保証される時。ただし、公共物が有している機能を著しく低下させる場合は、この限りでない。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が行政財産として存置する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、用途廃止をすることができないものとする。ただし、用途廃止によって周辺地域への影響がないと市長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 用途廃止することにより、他の土地等に包囲されている袋地が発生し、接道しなくなる時。
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他の公共的に利用されているものが埋設されている時。
- (3) 代替施設の工事が行われていても付け替えられる財産の寄附採納がされない時。
- (4) 利害関係者等から用途廃止の同意が得られない時。
- (5) 用途廃止の要望地において紛争が生じている時。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が存置する必要があると認めるとき。

(事前協議)

第4条 公共物の用途廃止を要望しようとする者（以下「要望者」という。）は、当該公共物の所管の確認、用途廃止の手續等について、事前に市長に協議するものとする。

2 前項の協議を行う要望者は、公共物の用途廃止に関する事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 位置図 要望する箇所を示したもの
- (2) 公図写し 法務局が発行したもの
- (3) 現況写真 要望する箇所を朱枠で記したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(調査)

第5条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があった場合は、第3条に規定する基準に基づいて用途廃止の可能性を調査し、要望者に回答するものとする。

(用途廃止の申請)

第6条 要望者は、前条に規定する調査により用途廃止の可能性がある場合は、公共物用途廃止及び払下げ申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 位置図 要望する箇所を示したもの
- (2) 公図写し 法務局が発行したもの
- (3) 現況写真 要望する箇所を朱枠で記したもの
- (4) 地積測量図
- (5) 地形図
- (6) 土地所在図 表示登記を要する場合
- (7) 不動産調査報告書
- (8) 区長又は自治会長の承諾書(様式第3号)
- (9) 利害関係者の承諾書(様式第4号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(用途廃止の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、第3条に規定する基準に基づいて当該申請の内容を審査し、用途廃止の可否を決定するものとする。

(用途廃止の通知)

第8条 市長は、公共物の用途廃止について適当であると認めたときは、要望者に対して、公共物用途廃止及び払下げ決定通知書(様式第5号)を送付するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月15日から施行する。